

平成29年4月27日

保護者の皆様へ

横浜市立旭中学校  
校長 加藤 裕之  
PTA会長 佐藤 克栄

## 携帯電話・スマートフォン等取り扱いルールについて

小・中学校生の携帯電話・スマートフォン等利用では、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、大変弊害が大きいいため、携帯電話・スマートフォン等の利用を避けることが望ましいところです。

しかし、特別の事情により、家庭の判断（責任）でお子さんに携帯電話・スマートフォン等を持たせざるを得ない場合は、旭中学校とPTAが協議して定めた、次の「学校で守るべきこと」、「家庭で責任をもつべきこと」のルールを遵守し、携帯電話・スマートフォン等の弊害から子どもを守ってください。

なお、横浜市では、学校への持ち込みを原則禁止となっています。

### 「学校で守るべきこと」

携帯電話・スマートフォン等は、学校には持ち込まない。  
校外活動においても同様とします。

通学時における生徒の生命・安全にかかわる等の特別やむを得ないの事情から、一時的に生徒が学校に携帯電話・スマートフォン等を持ち込むことが必要な場合は、事前に保護者が担任に相談の上、学校長に持ち込み許可申請書を提出して、許可を得てください。この場合も、学校内での使用は禁止とし、登校時から下校時まで学校に預け、登下校の際の使用は、事前に了承された使い道以外は禁止とします。

### 「家庭で責任をもつべきこと」

- 1 家庭の判断（責任）で携帯電話・スマートフォン等を持たせる場合は、保護者はトラブル防止などについて第一義的な責任を持ち、使用についてのルール（サイトへのアクセスやメール、SNS等の利用について）を家庭内で設ける。
- 2 インターネットを利用する場合には、子どもの使用する携帯電話・スマートフォンには、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用する。
- 3 保護者は、お子さんの携帯電話・スマートフォン等の利用状況（友人等との連絡がどのようにされているかなど）を把握する。